

2024年9月26日

大阪市長
横山 英幸 様

全国福祉保育労働組合大阪地方本部
大阪市支部執行委員長 鶴見朝子
大阪市天王寺区悲田院町8-12
国労南近畿会館3階
電話 06-6773-8441

2025年度大阪市予算に対する要望書

福祉現場では人手不足が深刻です。管理職も現場に入らないと体制を整えることができない職場がたくさんあります。コロナ禍で育ってきた子どもたちは抵抗力が低く、感染性胃腸炎や溶連菌感染症、インフルエンザなど、今まで以上に感染症の拡がりを止めることができないのが現状です。新型コロナウイルスのクラスターが発生している職場もまだまだあり、人手不足に拍車をかけています。

全国的に物価高騰は留まることを知らず、国民の生活や福祉施設の運営などが脅かされています。そんな中、大阪市が推し進めている万博は、費用の倍増、メタンガスによる爆発、食中毒や感染症、台風や地震、落雷などの危険性などに批判が集まっています。

今、本当に必要なのは何でしょうか。カジノを見据えた万博開催と、すべての人が幸せになる福祉を守ること、本当の意味で「いのち輝く」のはどちらでしょうか。貴重な財源の使い道を、改めて考えてください。

「国に対して要望する」だけでなく、大阪市として独自の予算を組み、少しでも大阪市の福祉をよくしていくための回答をお願いします。

福祉の拡充は私たちを含む市民の切実な願いです。そのことを踏まえ、大阪市に対し下記の通り要望します。

記

福祉制度の利用者全ての人権の守られる豊かな福祉を実現するため、大阪市として、以下のことを行うこと。

保育関係

- (1) 子どもたちの安全と健康な発達を守るため、国の対応を待たず、市として独自に保育士の配置基準を0歳児2:1、1歳児4:1、2歳児5:1、3歳児10:1、4～5歳児15:1にすること。また、配置基準を引き上げたことにより待機児が増えることの無いよう、公立や認可保育施設の新設・増設を行うこと。
- (2) 保育士の雇用を継続し、安定した運営で年度途中の保育需要に対応するため、定員割れした場合の運営費減収分を補う運営費補助制度を半年以降も拡充すること。

- (3) 看護師配置について、すべての保育所に園の持ち出しなしに、正規職員で看護師を配置出来るよう市として財政措置すること。
- (4) 感染症予防を含む子どもの命と安全を守るために、面積基準を市の責任で拡充すること。
- (5) 障害者手帳や療育手帳を所持している子どもの対応については、加配単価を引き上げ、専門職として配置できるよう補助金を増額すること。また、手帳の対象にならない子どもでも多様な配慮が必要な事例が増えている現状に対応し、十分な保育が保障できるよう、実情に応じて職員加配を行うこと。
- (6) 「障害児保育巡回指導講師派遣事業」の講師を増員するなど、必要とする全ての子どもたちへの支援ができるよう制度の拡充を行うこと。また、同事業講師からのアドバイスを実施するための加配制度を設けること。
- (7) 保育所の食物アレルギー児への支援を大阪市として行うこと。
(ア) アレルギー児への代替食や除去食を実施している保育所に対して人件費や調理器具・アレルギー児用食材などの購入に対し、補助金等の措置を講じること。
(イ) 栄養士の加配については必要とする全ての園で、園の持ち出しなしに正規職員で配置出来るようにすること。
- (8) 大阪市内のすべての保育所において、配置基準上の保育士は、保育士資格を持つものを原則とすること。
- (9) 安全に散歩等戸外活動ができるよう、ガードレールや歩道の設置を行うよう対策を講じること。
- (10) 処遇改善Ⅱを、定められた年数以上の経験を持つ保育士全てに支給できるよう制度を拡充すること。また、支給要件となる研修については、現場の大きな負担とならないよう実施にあたっては現場の意見を聞くこと。
- (11) コロナ禍で保育を継続して担っていた保育士を含む全保育所職員を「慰労金」の支給対象としてもらえるよう、国に訴えること。また、大阪市として特別給付金を支給すること。
- (12) 保育士不足な中、現場にさらなる負担を生み、子どもの命や健康に影響を及ぼしかねない「子ども誰でも通園制度」の試行的事業について、大阪市としての取り組みや見解などを教えてください。
- (13) 職場に対立と分断を生みかねない不十分な『保育人材確保対策事業の拡充』を改善し、一時金の対象を保育士はもちろん、調理師や看護師など全職員にするとともに、経験年数に関わらず支給できるものにしてください。

乳児院・児童養護

- (14) 乳児院・児童養護施設におけるコロナやインフルエンザの感染時に、体調がすぐれない職員や新型コロナウイルスの陽性の疑いのある家族を持つ職員が安心して休め、かつ、定められた職員配置基準を下回ることがないように、大阪市として緊急の職員加配に伴う予算措置を講じること。
- (15) 災害時や感染症流行時においても安全を確保し、子どもの命と人権が守られるよう、乳児院、児童養護施設の職員配置基準を見直すこと。
- (16) 実態に則していない職員配置基準による人手不足のため、やむを得ず法人が独自に職員を採用する際に必要とする人件費に対し、大阪市として独自に予算措置を講じ、乳

児院、児童養護施設における深刻な人材不足の解消のため、大阪市として早急に新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。

- (17) 夜間業務を伴う職員のみとなっている乳児院・児童養護施設職に対する処遇改善加算について、全職員を対象とするよう国に要望すること。
- (18) 困難を抱えて生活する子どもたちが増えている乳児院・児童養護施設において、子どもの実態に則した養育ができるよう改善すること。
- (19) 一時保護の単価を、生活費だけでなく委託費全体を、措置児並みに引き上げるよう、国に要望するとともに、大阪市として加算額を増額されたい。
- (20) 様々な通信機器などパソコンにかかる費用やシステムの事務経費を予算化されたい。

障害児・者

- (21) 通所事業・訪問事業・利用施設・生活施設を問わず、すべての障害児・者関連職場で働く職員が新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布すること。
- (22) 災害時や感染症流行時でも、利用者の命と安全、人権が守れるよう、障害児・者施設の職員を大阪市独自に加配すること。また、職員配置基準を抜本的に引き上げるよう、国に強く要望すること。
- (23) 障害児・者施設における職員の人材確保と定着を図るために、大阪市として新たな人件費補助制度を創設するなど実効ある措置を講じること。
- (24) 障害児生活施設について、以下のことを実現すること。
 - (ア) 障害児入所施設における職員配置基準を、早急に児童養護施設並みとするよう国に強く要望すること。また、大阪市としても職員が増員できるよう、予算措置を講じること。
 - (イ) 18歳以上の入所者を速やかに適切な施設に移行するため、進路開拓のための職員を大阪市として増員すること。
 - (ウ) 看護師・臨床心理士などの専門職員配置のための予算額を引き上げるよう、国に強く要望すること。また、大阪市としても、専門職員配置のための予算措置を講じること。
 - (エ) 入所理由の第1位である虐待児童の心のケアのため、臨床心理士の配置を児童養護施設と同じく義務付けること。
 - (オ) 小規模グループケア加算の増額を国に要望するとともに、大阪市として必要な職員数が確保できるよう予算措置を講じること。
 - (カ) サービス継続支援事業補助金について、金額を児童養護施設並みに引き上げるよう、国に要望すること。また、大阪市としても補助金を支給すること。
- (25) 障害者共同生活援助（グループホーム）について、以下のことを実現すること。
 - (ア) 24年度報酬改定で支援区分5、4、3、2の利用者支援の報酬が削減された。大阪市として早急に実態調査をおこない、国に対して制度改善を要望すること。
 - (イ) リスクの高い1人夜間支援体制を改善し、複数体制がとれるよう、大阪市独自の職員配置をおこなうこと。
 - (ウ) グループホームでの職員による利用者虐待が増え続けている。現場では強度行動障害の利用者と1対1で長時間の対応が必要な場面が多い。大阪市として、グループホームに特化した虐待防止策について労働組合と協議し、策定すること。
 - (エ) 求人を出しても問い合わせすらなく、入職しても3日、1週間で退職するケースが多くなっている。職員定着の1つとして、人件費部分の大阪市として独自加算をおこなうこ

と。

- (26) 自立訓練（機能訓練）の職員配置基準は6対1となっているが、視覚障害者に対する訓練は歩行訓練や日常生活動作訓練など1対1でおこなうものが多い。訓練を安全かつ効率よくおこなうためには職員配置基準を1対1にする必要があるが、まずは2.5対1以下に改善するよう国に要望すること。また、大阪市独自に職員を加配すること。
- (27) 早川点字図書室について、以下のことを実現すること。
 - (ア) 来年度の契約更新では、プロポーザル方式から随意契約方式に戻すこと。
 - (イ) 正規職員を雇用できるよう、委託契約額を大幅に引き上げること。
- (28) 日本ライトハウス情報文化センターについて、以下のことを実現すること。
 - (ア) 国から12名分の人件費を含む補助金が支給されている情報文化センターに対して、大阪市の補助金条例を理由に、支給されている補助金と同額の独自財源を法人に求めることをやめること。
 - (イ) 情報文化センターの情報化対応特別管理費を、ボランティアへの謝礼や独自に雇用している専門職員の人件費に充てられるようにすること。
- (29) 全区への手話通訳者・相談員の設置に向けての検討内容、進捗状況を明らかにすること。また、聴覚言語障がい者コミュニケーション支援事業との連携について、必要に応じて当事者、事業受託団体との協議を実施すること。

高齢者施設・在宅介護関係

- (30) すべての高齢者施設・介護事業所の利用者・職員に対し、新型コロナウイルスに感染したかどうか疑わしいときにすぐに検査ができるよう、抗原定性検査キットを配布してください。
- (31) 災害などが起こった際、福祉避難所での支援、また施設や在宅で生活している人たちへの支援が適切におこなわれるよう、災害時と感染症対策用にセンターを設け、専任の職員を配置するなど体制を整えること。
- (32) 大阪府と連携して、災害や感染症の発生時に高齢者を避難、隔離できる福祉避難所を整備すること。
- (33) 災害や感染症の感染拡大による利用自粛等による減収を補填すること。
- (34) 新型コロナウイルス感染症による消毒等の業務過重を軽減するための職員の増員等のための財政支援を講じること。
- (35) 高い感染リスクを抱えながら日々業務をこなしている職員に大阪市として特別手当を支給すること。
- (36) 訪問介護の感染者・濃厚接触者宅へのサービス提供にあたっては、従事者と家族の安全を確保するため、ホテル等の宿泊が可能になるよう、支援策を講じること。
- (37) 体調の悪い介護職員が気兼ねなく休みが取れるよう、職員の増員のための財政支援を講じること。
- (38) 夜勤の介護職員の体制を強化するために、支援策を講じること。
- (39) 利用料等の負担を軽減するための支援策を講じること。
- (40) 人材不足の背景にある低い賃金を引き上げるため、財政支援を講じること。

社会福祉協議会

- (41) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会交付金は、高齢化・孤立化がすすむ地域福

社活動支援や災害時においても社会福祉協議会の役割が十分果たせるように、過去の減員回復、人口規模に応じた加配など行い、地域を支えられる正規職員を増員すること。

- (42) 大阪市社会福祉協議会・区社会福祉協議会として実施する各種事業については、福祉を推進し、事業継続性と質を担保できるように短期間低予算での公募方式は中止し、正規職員が、雇用できる委託料に引き上げを行うこと。
- (43) コミュニティーソーシャルワーカーは、各区で複数以上の正規で配置できるようにすること。
- (44) 要介護認定・障害支援区分認定調査事業公募は、短期のプロポーザルは改め、現員現給制の予算措置を行い、正規職員の増員により労働者の定着と安定した調査ができるようにすること。
- (45) 日常生活支援事業（あんしんさぽーと事業）は独居高齢者、生活保護受給者を多く抱える大阪市の特性をふまえ、継続的に高いスキルを担保できる職員が確保でき、利用者の権利が守られるよう国に対しても要求を行い正規職員の大幅増員を行うこと。
- (46) 生活支援体制整備事業の居場所づくりや生活支援サービスの創出は、高齢者だけでなく、障がい者、子どもの分野にいたるまで社協が行う本来業務であり、2層コーディネーター配置と事業拡大はコーディネーター任せにせず、大阪市・区役所・社協全体で取り組むこと。2層コーディネーター配置にあたっては、コロナ禍で集い場が閉じてしまうなど、再開に向け厳しい状況も踏まえ安定的に働き続けられるよう正規職員の予算措置を行うこと。

以上